平成27年4月1日から

軽自動車等の税率が新しくなります

今年度、車体課税を含めた自動車税関係税制の抜本的な見直しが行われ、地方税法が改正されました。これに伴い、平成27年度から加東市の軽自動車等の税率を改正します。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

軽自動車(三輪・四輪)

平成27年度から、検査証に記載されている「初度検査年月」(新車として登録される時に、初めて受ける検査年月)が平成27年4月1日以降の車両について新税率が適用されます。

また、平成28年度から、軽自動車(三輪・四輪)で、初度検査年月から13年を経過した車両については、その翌年度から重課税率が適用されます。(変更後の税額は表1をご覧ください)

なお、中古車を購入された場合であっても、検査証の初度検査年月により重課税率の適用が判定されますのでご注意ください。

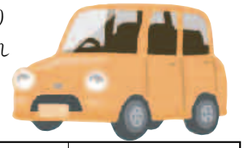

表1. 軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車の税率変更

車種				税額区分	現行税率(初度検査年月がH27.3.31以前)	新税率(初度検査年月がH27.4.1以降)	重課税率(初度検査年月から13年経過)
軽自動車	三輪(排気量660cc以下)				3,100円	**3,900円**	**4,600円**
	四輪(排気量660cc以下)	乗用	営業用		5,500円	**6,900円**	**8,200円**
			自家用		7,200円	**10,800円**	**12,900円**
		貨物	営業用		3,000円	**3,800円**	**4,500円**
			自家用		4,000円	**5,000円**	**6,000円**

※電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・一般乗合用バス・被けん引車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車は重課税率の対象外となります。

原動機付自転車・二輪等の場合

平成27年度から、表2のとおり税率を変更します。

表2. 原動機付自転車・二輪等の税率変更

車種		税率	
		変更前	**変更後**
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	**2,000円**
	排気量50cc超～90cc以下	1,200円	**2,000円**
	排気量90cc超～125cc以下	1,600円	**2,400円**
	ミニカー(3輪で排気量50cc以下)	2,500円	**3,700円**
二輪(排気量250cc以下)		2,400円	**3,600円**
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		4,000円	**6,000円**
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円(変更なし)	
	特殊作業用	4,700円	**5,900円**

自動車税関係税制の見直しの概要

①軽自動車税率が引き上げられます。

②軽自動車税では、初度検査年月から13年経過した車両に重課税率が適用されます。

③一定の燃費基準を達成している車両の自動車取得税が引き下げられます。

④エコカー減税が拡充され、環境性能の優れた自動車の自動車税や自動車重量税が引き下げられます。

◎軽自動車(三輪・四輪)の税率の変更の例

①初度検査年月が平成27年3月31日までの車両の場合

平成27年度は税額を変更しません。

ただし、初度検査年月が平成14年12月31日以前の車両の場合、平成28年度から重課税率による課税となります。

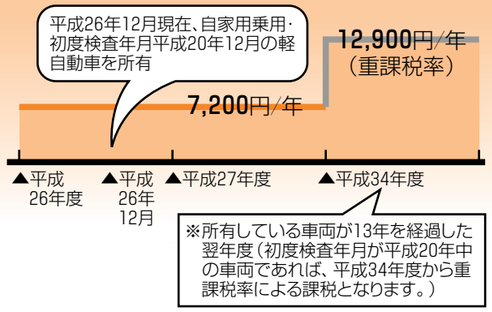

②初度検査年月が平成27年4月1日の車両の場合

平成27年度から新税率による課税となります。(重課税率による課税は平成41年度からです)

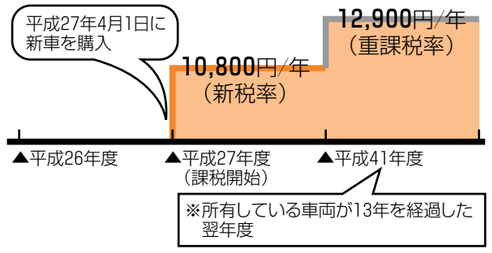

③初度検査年月が平成27年4月2日以降の車両の場合

平成27年度は課税されません。平成28年度から新税率による課税となります。

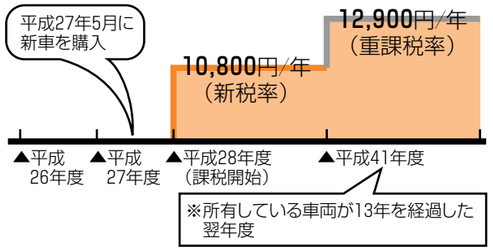

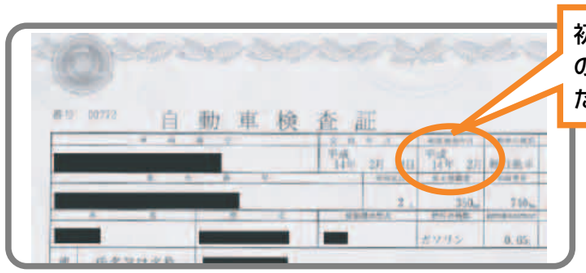

問い合わせ　総務部税務課(庁舎1階)
☎43-0396

年末の交通事故防止運動期間

12月1日(月)～10日(水)

「子どもと高齢者の交通安全」を運動の基本とするほか、次の重点項目に取り組みます。

運動重点項目

①飲酒運転の根絶　②夕暮れ時の交通安全
③自転車の交通安全
④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問い合わせ
市民安全部防災課(庁舎4階)
☎43-0402